

お客さま各位

長崎銀行

「定期預金・通知預金・定期積金 共通規定」の改定について

平素より、当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、「定期預金・通知預金・定期積金 共通規定」を改定しますので、お知らせいたします。

記

1. 改定内容

対象となる規定	改定前	改定後
定期預金・通知預金・定期積金 共通規定	<p>1. 証券類の受入れ (2) (中略) 不渡りとなった証券類は、<u>この証書と引換えに、またはこの通帳の当該受入れの記載を</u>取消したうえ、返却します。</p> <p>5-1.届出事項の変更、証書もしくは通帳の再発行等 (3) この証書または通帳、もしくは印章を失った場合のこの預金の元利息の支払、<u>または証書や通帳の再発行は、</u>当行所定の手続きをした後に行います。</p> <p>10.休眠預金等活用法に係る異動事由 ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または<u>証書の発行、</u>記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）</p> <p>11.休眠預金活用法に係る最終移動日等 (2) (中略) ② (中略) (d) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または<u>証書の発行、</u>記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）</p>	<p>1. 証券類の受入れ (2) (中略) 不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、返却します。</p> <p>5-1 届出事項の変更、証書もしくは通帳の再発行等 (3) この証書または通帳、もしくは印章を失った場合のこの預金の元利息の支払、通帳の再発行は当行所定の手続きをした後に行います。</p> <p>10.休眠預金等活用法に係る異動事由 ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）</p> <p>11.休眠預金活用法に係る最終移動日等 (2) (中略) ② (中略) (d) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、繰越もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）</p>

2. 改定日

2024年3月30日

※ 改定後の「定期預金・通知預金・定期積金 共通規定」全文は、当行ホームページ各種預金取引規定からご覧いただけます。

<各種預金取引規定> https://www.nagasaki.co.jp/kojin/deposit/kiteishu_01.html

詳しくはお取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

以上